

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、下記の通り公告する。

令和７年（２０２５年）７月１８日

下関市長 前田 晋太郎

記

- １．業務名 令和７年度 下関北九州道路彦島地区活性化調査業務
- ２．業務場所 彦島地区
- ３．業務の内容 別添仕様書のとおり
- ４．業務期間 契約締結の日から令和８年３月１９日まで
- ５．入札条件
 - （１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。
 - （２）下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の大分類「調査・研究」小分類「調査・分析」に登録があること。
 - （３）建設コンサルタントの「都市計画及び地方計画部門」及び「道路部門」に登録があること。
 - （４）平成２７年４月１日以降に、本業務の内容と同種の業務又は類似の業務について、官公庁からの受託実績を有する者であること（同種業務について、アンケート調査、ヒアリング調査、ワークショップの全てが同一業務に含まれなくても良い）。
 - （５）この告示の日から本業務入札の日までの間に、下関市工事等請負契約、下関市物品売買等及び業務委託契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
 - （６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

(7) 本業務委託に係る入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

6. 入札参加資格確認申請方法

「条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」(様式1)に入札条件に挙げる(3)(4)の内容が確認できる書類を添付し、郵送、持参またはメールにて下関市都市整備部都市計画課計画係に提出のこと。ただし、郵送の場合は書留郵便に限り受け付けるが、提出期間内に必着のこと。メールによる提出の場合は必ず電話にて到着確認すること。

申請書等は、下関市都市整備部都市計画課の窓口で入手するか、下関市ホームページからダウンロードして使用すること。

(提出先) 下関市南部町1-1 下関市役所本庁舎東棟3階 都市計画課

(Mail) tstoshik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

(TEL) 083-231-1932 ※到着確認用

審査の結果は、別途「入札参加資格確認通知書」(様式2)で通知する。

7. 入札参加資格確認申請書の提出期限

令和7年7月28日(月)17時(必着)

なお、申請書及び添付書類が不備の場合、また受付期間を経過した場合は受理しない。

8. 質問の方法

本業務に関する質問は、メールまたはファクシミリにて下関市都市整備部都市計画課計画係に提出のこと。質問を提出した場合、必ず電話にて到着確認すること。

(Mail) tstoshik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

(FAX) 083-231-4799

(TEL) 083-231-1932 ※到着確認用

質問の期限は、令和7年7月25日(金)17時までとする。

質問の回答は、後日速やかに質問者及び入札参加資格確認申請書の提出者に回答する。

9. 入札日時等

(1) 入札日時 令和7年8月6日(水)14時00分

(2) 入札場所 下関市役所本庁舎東棟 3階 311会議室

1 0. 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 下関市南部町 1－1 下関市役所本庁舎東棟 3 階 都市計画課
- (2) 日時 令和 7 年 7 月 1 8 日（金）から令和 7 年 7 月 2 8 日（月） 1 7 時まで

1 1. 入札保証金

下関市契約規則による。納付が必要である者については、後日通知する。

1 2. 契約保証金

下関市契約規則による。納付の要否及び方法等については、落札者に対して別途通知する。

1 3. 低入札価格調査

低入札価格調査基準を下回った入札があった場合は、低入札価格調査を実施したうえで落札者を決定する。（別添「低入札価格調査制度」のとおり）

1 4. その他

- (1) 入札においては、別添入札書（様式 3）を使用すること。
- (2) 代理人による入札の場合、委任状（様式 4）を提出すること。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び関係法令等に定める条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは入札に参加できない。
- (5) 入札参加資格確認申請にかかる費用はすべて申請者の負担とする。
- (6) 入札において、事故が起きた時や不正な行為があると認めたときは入札を中止し、または延期する場合がある。
- (7) 次に掲げるものの任一に該当する入札は無効とする。
 - ア 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの
 - イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの
 - ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの
 - エ 無権代理人又は 1 人で 2 人以上の代理をした者がしたもの
- (8) 入札等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

以上